

令和 5 年度 学校給食費の改定について

令和 5 年度より、学校給食費を下記のとおり改訂しますので、お知らせいたします。

	現 行	令和 5 年度
中学生	5, 0 0 0 円/月 (2 8 5 円/食)	6, 0 0 0 円/月 (無償化) (3 3 0 円/食)
小学生	4, 3 0 0 円 (2 4 5 円/食)	5, 0 0 0 円/月 (2 8 0 円/食)
幼児園児 (3 歳以上児)	無償化	無償化
幼児園児 (3 歳未満児)	保育料に含まれる	保育料に含まれる。

※ 町独自の施策により幼児園児の 3 歳以上児についてはすでに無償化となっています。
令和 5 年度の新施策により、中学生の無償化 (1 年生から 3 年生まで)、および、小学生の値上げ相当分の補填により保護者負担は、4, 3 0 0 円/月 (1 食 2 4 5 円) となります。